

## 久喜市住宅等防犯対策補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、市民の防犯対策を推進し、安全で安心して暮らせるまちの実現を図るため、市内の住宅等に防犯機器等を設置する市民に対し、久喜市住宅等防犯対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。第9条及び第11条において「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、「住宅等」とは、一戸建て住宅（併用住宅及び居住の用に供する部分を含む。）又は共同住宅（専用部分及び専用使用権が認められた共用部分に限る。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する世帯主であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請時において、市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。
- (3) 住宅等の売買を目的として防犯対策を実施する者でないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が自らの居住する市内の住宅等において侵入等の被害を防止するため、次に掲げる防犯機器等（中古品又はリースを除く。）を市長が別に定める期間内に購入し、かつ、設置する事業とする。

- (1) 防犯カメラ（設置する場所が住宅等の敷地内（室内を除く。）であり、撮影範囲について近隣住民等のプライバシーの保護に留意しているものに限る。）
- (2) 防犯フィルム
- (3) 人感センサーライト
- (4) モニター付きインターポン
- (5) 防犯性の高い錠又は補助錠
- (6) センサーラーム
- (7) 詐欺被害を防止する機能が付いた電話機器
- (8) 防犯砂利

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、防犯機器等の購入又は設置に要する経費（クーポン券又はポイントで支払った額に相当する額を除く。）とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、10,000円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅等防犯対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。次条第1項において「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める期間内に市長に提出するものとする。

- (1) 個人番号カード、運転免許証その他の市内に住所を有することを確認できる書類の写し

- (2) 補助対象経費に係る領収書又はレシート（購入日、製品名、型番、本体価格及び購入した店舗等の名称が記載されているもの）の写し
  - (3) 補助対象事業の実施内容が確認できる写真
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金の交付申請の総額が当該補助を行う年度の予算の範囲を超える見込みのときは、当該年度に係る補助金の交付申請の受付を終了することができる。
- （交付決定等）

第8条 市長は、申請者から申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付について決定し、補助金の額を確定したときは、住宅等防犯対策補助金交付決定通知書兼補助金確定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、住宅等防犯対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告の省略）

第9条 市長は、規則第22条の規定により規則第13条に規定する実績報告の手続を省略するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（次項において「交付決定者」という。）が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、住宅等防犯対策補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 規則第20条に規定する書類等は、補助金の交付決定の日の属する年  
度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市  
長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月5日から施行する。